

駿河湾深層水給水要領

(趣旨)

第1条 静岡県は、駿河湾深層水の資源としての有用性に鑑み、その利用を促進するため、給水を行うものとする。給水については、静岡県財産規則(昭和39年静岡県規則第14号)の規定に基づく売払いによるものとし、本要領において、その手続き等必要な事項を定める。

(定義)

第2条 本要領における用語の定義は次のとおりとする。

(1) 駿河湾深層水

駿河湾深層水とは、焼津市鰯ヶ島地先に設置されている駿河湾深層水取水供給施設(以下「取水供給施設」という。)において、焼津漁港沖の水深397m及び687m取水管から取水できる270m程度と推定される水深から取水された海洋深層水の原水をいう。

(2) 水産利用

水産利用とは、次に定める用途に供する利用をいう。

ア 漁業者が漁船へ積み込む水

イ 水産物卸売業者、仲卸業者及び小売業者が、活魚介類の蓄養、洗浄、輸送、保冷及び冷凍魚介類の解凍に用いる水

ウ 水産物養殖業者が、魚介類の飼育及び輸送に用いる水

エ 水族館で用いられる魚介類の飼育水

オ その他駿河湾深層水の資源としての有用性を特に活かした利用として水産振興課長が指定する用途

(3) 一般利用

一般利用とは、水産利用以外の用途に供する利用をいう。

(給水日及び給水時間)

第3条 駿河湾深層水の給水日及び給水時間は、当分の間、毎週火曜日から土曜日までの午前10時から午後3時までとする。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和12年法律第178号)に規定する休日並びに1月2日から3日まで及び12月29日から31日までは、休日とする。

2 前項に定める給水日であっても、施設点検その他の事由のために静岡県経済産業部水産・海洋局水産振興課長(以下「水産振興課長」という。)が必要と認める場合は、給水を行わないものとする。

3 第1項に定める休日であっても、水産振興課長が必要と認める場合は、給

水を行うことができるものとする。

- 4 水産振興課長は、給水日について前月末日の1週間前までに次の月の給水日予定表を決定し、周知するものとする。

(駿河湾深層水の料金及びその納付)

第4条 駿河湾深層水の料金は、その用途により水産利用及び一般利用とに区別し、別表に定めるとおりとする。

- 2 給水を受けた者は、静岡県財産規則(昭和39年静岡県規則第14号)等の規定に基づき水産振興課長が指示する方法により、前項の規定に基づく料金を納付しなければならない。

(水産利用による給水手続き)

第5条 水産利用として給水を受ける者(以下「水産利用者」という。)の給水手続きは、次の方法による。

(1) 申請

水産利用での給水を希望する者は、駿河湾深層水水産利用給水申込書(様式第1号)により、事前に水産振興課長に申請しなければならない。

(2) 水産利用の認定

水産振興課長が、水産利用者であると認定した場合、水産利用者用の駿河湾深層水給水カード(様式第2号、以下「水産カード」という。)を発行する。水産カードの有効期限は、年度毎とする。

(3) 水産カードの提示と台帳記入

水産利用者は、取水供給施設で水産カードを提示し、水産利用者用駿河湾深層水給水台帳(様式第3号)に登録番号、利用量等の必要事項を記入した上でなければ、給水を受けることができない。

(4) 料金の支払いと給水

水産利用者は、前号の手続きを経て、第4条に基づき利用量に応じた料金を納めた後、取水供給施設で給水を受けることができる。ただし、水産カードを提示しない場合は、一般利用と同様の扱いとする。

(5) 代理利用

水産利用においては、代理者による給水は認めない。ただし、水産振興課長が必要と認める場合に限り、指定の方法において代理者による利用を認める。

(6) 水産カードの更新・変更

水産カードの更新手続きについては有効期限の1ヶ月前までに、変更手続きについては速やかに、第1号の規定に準じ、手続きを行わなければならない。

い。

(一般利用による給水手続き)

第6条 一般利用として給水を受ける者(以下「一般利用者」という。)の給水手続きは、次の方法による。

(1) 申請

一般利用者が給水を希望する場合は、取水供給施設において、一般利用者用駿河湾深層水給水申込書(様式第4号)により申請しなければならない。

(2) 給水カードの発行

水産振興課長は、前号の申請者に一般利用者用の駿河湾深層水給水カード(様式第5号、以下「給水カード」という。)を発行する。

(3) 給水カードの提示と台帳記入

一般利用者は、取水供給施設で給水カードを提示し、一般利用者用駿河湾深層水給水台帳(様式第6号)に登録番号、利用量等の必要事項を記入した上でなければ、給水を受けることができない。

(4) 料金の支払い及び給水

一般利用者は、前号の手続きを経て、第4条に基づき利用量に応じた料金を納めた後、取水供給施設で給水を受けることができる。

(取水供給施設に接続された送水管による給水)

第7条 取水供給施設に接続された送水管により駿河湾深層水の供給を受けようとする者については、本要領にかかわらず、個別の契約に基づいて給水を受けることができるものとする。

2 前項に規定する契約においては、特別の条件を付することができるものとする。

(禁止事項等)

第8条 駿河湾深層水の利用者は、以下の事項を遵守しなければならない。これらについて遵守されていない状況が確認された場合、県は状況に応じ、以後の駿河湾深層水の供給の停止、既に供給した駿河湾深層水の回収、氏名・企業名等の公表を行うことができるものとする。

(1) 関係法令の遵守

駿河湾深層水を使用した商品等の製造又は販売を行う場合は、関係法令の諸規定を遵守しなければならない。

(2) 水産利用における使用目的の制限

水産利用者は、水産利用として給水を受けた駿河湾深層水を水産カードに

定める以外の目的に使用してはならない。

(損害賠償の免責等)

第 9 条 前条の規定による駿河湾深層水の供給停止、回収及び企業名等の公表により、利用者に損害が生じることがあっても、県は賠償の責めを負わないものとする。

(その他)

第 10 条 この要領に定めのない事項は、水産振興課長が定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は平成 14 年 11 月 1 日から施行する。
- 2 駿河湾深層水試験給水実施要領（平成 13 年 9 月 19 日施行）は、廃止する。
- 3 この要領は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この要領は平成 19 年 5 月 9 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 9 日水振第 328 号水産業局長通知）

- 1 この改正は、平成 22 年 3 月 9 日から施行する。
- 2 この改正前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日水振第 372 号水産業局長通知）

- 1 この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 30 日水振第 376 号水産業局長通知）

- 1 この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 4 月 26 日水振第 62 号水産業局長通知）

- 1 この改正は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 4 月 1 日水振第 510 号水産・海洋局長通知）

- 1 この改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 2 月 3 日水振第 463 号水産・海洋局長通知）

- 1 この改正は、令和 3 年 2 月 3 日から施行する。

< 別 表 > 駿河湾深層水料金

区 分	料 金
一 般 利 用	m ³ あたり 500 円 (トンあたり 500 円)
水 産 利 用	m ³ あたり 10 円 (トンあたり 10 円)

一般利用については、最小取扱単位を 200 リットル(100 円)とし、それ未満の水量については、200 リットルとして取り扱うものとする。

水産利用については、最小取扱単位を 10m³ (100 円)とし、それ未満の水量については、10m³として取り扱うものとする。

(様式第1号)

第 号
年 月 日

駿河湾深層水水産利用給水申込書
(新規 ・ 更新 ・ 変更)

静岡県経済産業部水産・海洋局水産振興課長様

所在地
名称
代表者

駿河湾深層水水産利用給水について、下記のとおり給水を受けたいので申し込みます。

名称 (企業・団体名)			
所在地	〒 - () -		
代表者氏名			
給水期間	年 月 日から 年 月 日まで		
使用目的			
給水予定量	区分	1日当たり	1ヶ月当たり
	270m深層水	m ³ /日	m ³ /月
	397m深層水	m ³ /日	m ³ /月
給水担当者 職・氏名	職 氏名		

内容を確認するため、必要な書類を提出していただく場合があります。

(様式第2号) 水産利用者用駿河湾深層水給水カード(水産カード)

表

水産	第 号
駿河湾深層水給水カード	
所属	
氏名	
利用目的	
上記の者に、駿河湾深層水給水要領第5条の規定により、新焼津漁港内への立ち入り及び駿河湾深層水の給水を認める。	
年 月 日	
静岡県経済産業部水産・海洋局水産振興課長	
年 月 日まで有効	

うら

- 給水における注意事項 -
1 当該区域において係員によりカードの提示を求められた場合は速やかに提示してください。
2 このカードを他人に譲渡、貸与することはできません。
3 このカードを紛失した場合は、速やかに静岡県経済産業部水産・海洋局水産振興課に連絡してください。
4 来場の際は、漁業関係車両の妨げにならぬよう、十分注意を払ってください。
- 駿河湾深層水の利用における注意事項 -
1 駿河湾深層水は、海水です。直接飲むことはできません。
2 利用する場合、10 以下で保存し、10 日以内に使用してください。
3 表面に記載のある目的以外の使用はできません。
4 制限条件が守られない場合は、給水した水の回収、氏名の公表、給水の停止等を行うことがあります。
静岡県経済産業部水産・海洋局水産振興課 水産振興班 054-221-2695

(様式第4号)

一般利用者用駿河湾深層水給水申込書

静岡県経済産業部水産・海洋局水産振興課長様

名 称

所 在 地

代表者氏名

駿河湾深層水の給水を受けたく、下記のとおり申請します。

登録 番号	登録 月 日	利用者住所・電話番号	利用者氏名 (法人・団体においては社名及び担当者氏名)
		〒 住所	
利 用 目 的			

(様式第5号) 一般利用者用駿河湾深層水給水カード(給水カード)

表

一 般	第 号
駿河湾深層水給水カード	
所 属	
氏 名	
<p>上記の者に、駿河湾深層水給水要領第6条の規定により、新焼津漁港内への立ち入り及び駿河湾深層水の給水を認める。</p>	
年 月 日	
静岡県経済産業部水産・海洋局水産振興課長	
年 月 日まで有効	

うら

- 給水における注意事項 -
<ol style="list-style-type: none">1 当該区域において係員によりカードの提示を求められた場合は速やかに提示してください。2 このカードを他人に譲渡、貸与することはできません。3 このカードを紛失した場合は、速やかに静岡県経済産業部水産・海洋局水産振興課に連絡してください。4 来場の際は、漁業、工事関係車両の妨げにならぬよう、十分注意を払ってください。
- 駿河湾深層水の利用における注意事項 -
<ol style="list-style-type: none">1 駿河湾深層水は、海水です。直接飲むことはできません。2 利用する場合、10 以下で保存し、10 日以内に使用してください。3 制限条件が守られない場合は、給水した水の回収、氏名の公表、給水の停止等を行うことがあります。
静岡県経済産業部水産・海洋局水産振興課 水産振興班 054-221-2695

